

## 2 地球にやさしい循環型社会の形成

### (1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」（平成28年3月改定）に基づき、循環型社会の形成を図るため、県民、排出事業者、処理業者、市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等を推進するとともに、リサイクル関連施設の整備を促進するほか、県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

また、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用した支援等も併せて実施しています。

さらに、大規模災害時における災害廃棄物の処理方針や市町村の役割等を示した「県災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。

#### 【廃棄物処理計画の概要】

##### （計画期間）

平成28年度～令和2年度

##### （基本的な考え方）

- 一般廃棄物
  - ・ 排出抑制、減量化、リサイクルの推進
  - ・ 適正処理及び施設整備の推進
  - ・ 一般廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進
- 産業廃棄物
  - ・ 排出事業者処理責任の原則の徹底
  - ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進
  - ・ 産業廃棄物処理施設の整備推進
  - ・ 産業廃棄物の適正処理の推進
  - ・ 産業廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

#### 県産業廃棄物税条例の概要

##### 【目的】

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる

##### 【納税義務者】

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

##### 【課税客体】

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

##### 【課税標準】

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

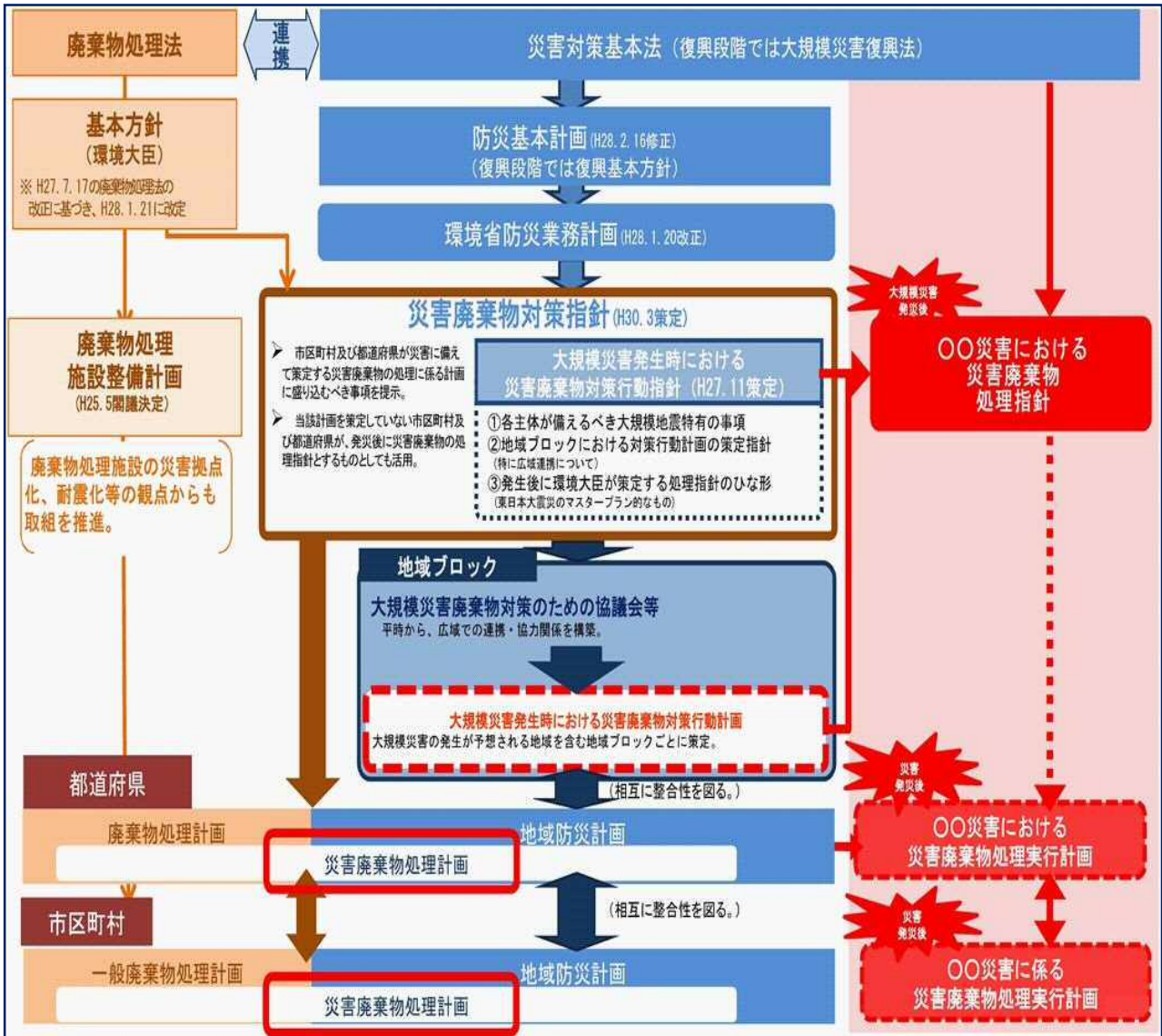
##### 【税率】

焼却施設への搬入 800円/トン  
最終処分場への搬入 1,000円/トン

##### 【税収の用途】

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる

## 県災害廃棄物処理計画の概要

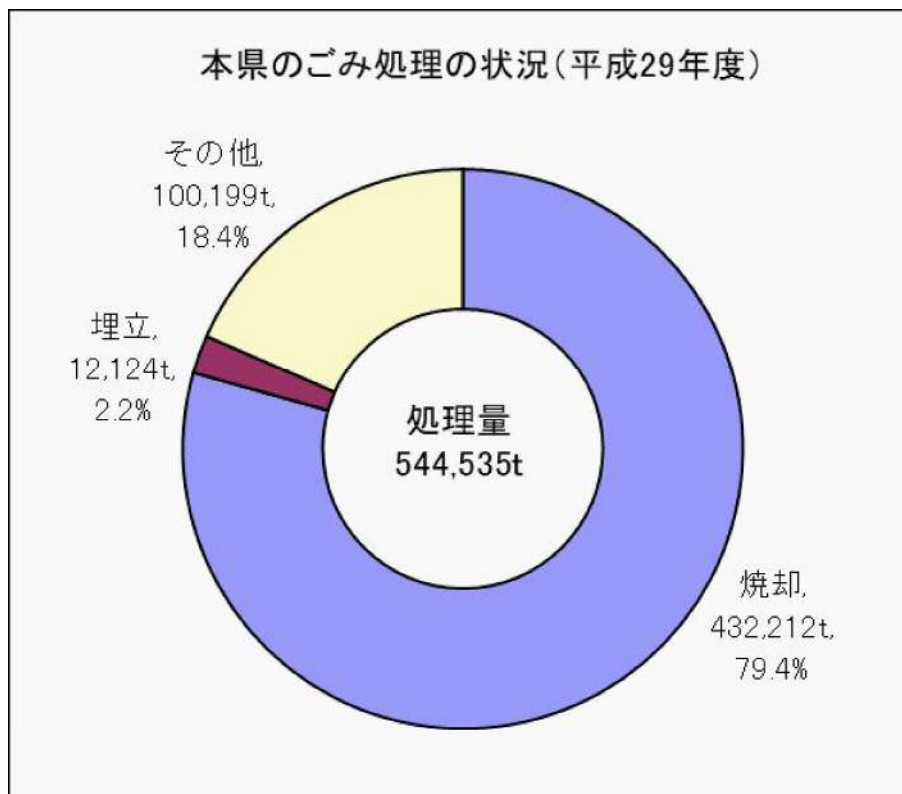
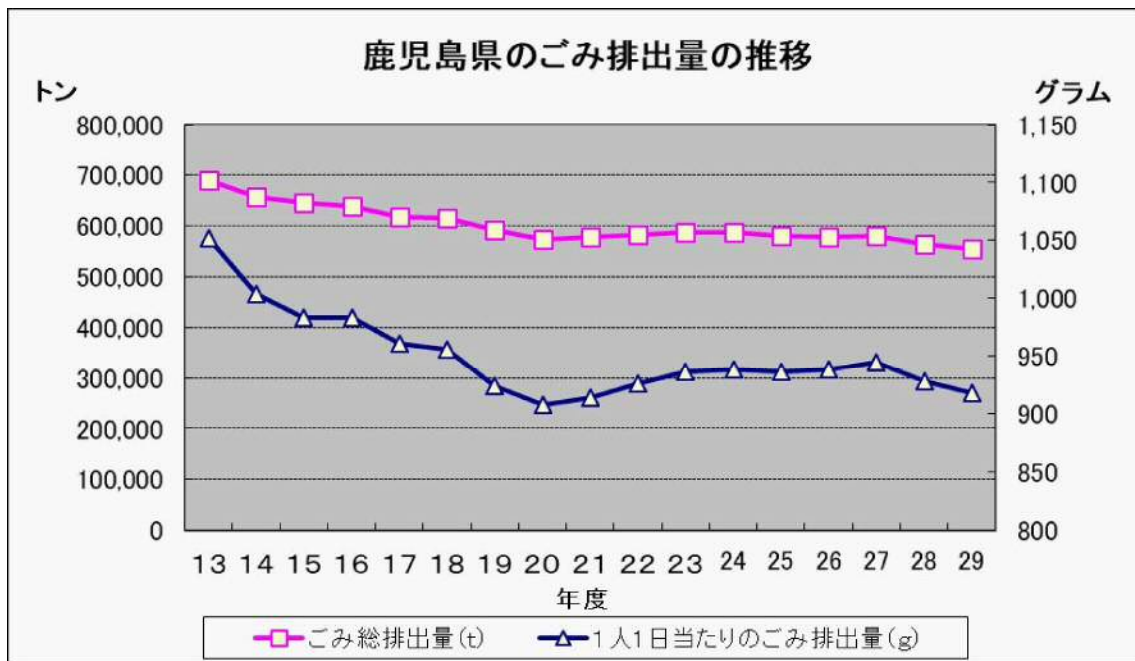


### (2) 廃棄物の適正処理の推進

#### ア 一般廃棄物の現状と対策

県内のごみの総排出量は、平成29年度で約55.4万トンであり、県民一人1日当たり918gのごみを出していることとなります。排出されたごみで集団回収量の0.3万トンを除いた約55.1万トンのうち48.7万トンが市町村によって収集され、6.4万トンが事業者等によって処理施設に直接搬入された後、一部はリサイクルされ、残りは焼却や破砕を経て、埋立処理されています。

平成12年4月から容器包装リサイクル法が本格施行され、すべての市町村において平成28年度に策定した第8期分別収集計画に基づき、金属、ガラス、紙及びプラスチック製容器類などの分別収集に取り組み、リサイクルを推進しています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査 (H31. 3)

ごみ処理については、平成23年3月に策定した県廃棄物処理計画に基づき、市町村等の広域的な施設整備を促進することになっており、平成31年3月末現在で、焼却施設が35施設、中間処理施設が24施設、浸出液処理施設設備を有する最終処分場が35施設整備されています。

また、し尿処理については、計画的なし尿処理施設の整備を図るとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽への切り換えを促進しています。

## 本県のし尿処理状況

年 度		H25		H26		H27		H28		H29	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		人 1,701,475		人 1,687,233		人 1,676,358		人 1,665,613		人 1,653,616	
計 画 し 尿 処 理 区 域 内	し尿処理施設	707,350	97.7	699,746	97.7	696,369	97.8	714,712	97.8	715,573	97.6
	下水道投入	611	0.1	592	0.1	3,996	0.6	559	0.1	539	0.1
	農地還元	12,381	1.7	15,458	2.2	11,742	1.6	12,462	1.7	13,648	1.9
	その他	3,426	0.5	0	0	0	0	3,083	0.4	3,324	0.5
	計	723,768	100.0	715,796	100.0	712,107	100.0	730,816	100.0	733,084	100.0
自家処理量	333	0.0	304	0.0	240	0.0	183	0.0	162	0.0	
計 (kL)	724,101	100.0	716,100	100.0	712,347	100.0	730,999	100.0	733,246	100.0	
水 洗 化	公共下水道人口	人 653,717		人 664,051		人 659,310		人 649,943		人 657,732	
	コミュニティプラント人口	8,655		8,580		8,610		8,569		8,602	
	浄化槽人口	809,085		808,316		823,583		815,580		815,788	
	計	1,471,457		1,480,947		1,491,503		1,474,092		1,482,122	
非 水 洗 化	計画収集人口	229,737		205,974		184,590		191,342		171,402	
	自家処理人口	281		312		265		179		92	
	計	230,018		206,286		184,855		191,521		171,494	

※ し尿処理量＝汲み取りし尿量＋浄化槽汚泥量  
し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。  
浄化槽人口には、農業集落排水処理施設等の人口を含む。

## 本県の浄化槽設置基数の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
累 積 浄 化 槽	271,500	269,255	267,244	269,608	274,301	278,796	282,749	287,136	290,442	293,767
合 併 処 理 浄 化 槽	基 数	139,947	146,473	152,724	160,054	167,125	173,585	179,763	186,009	191,677
	%	51.5	54.4	57.1	59.4	60.9	62.3	63.6	64.8	66.0
新 設 浄 化 槽	7,639	7,501	7,391	7,652	7,840	7,275	6,956	6,962	6,613	6,226

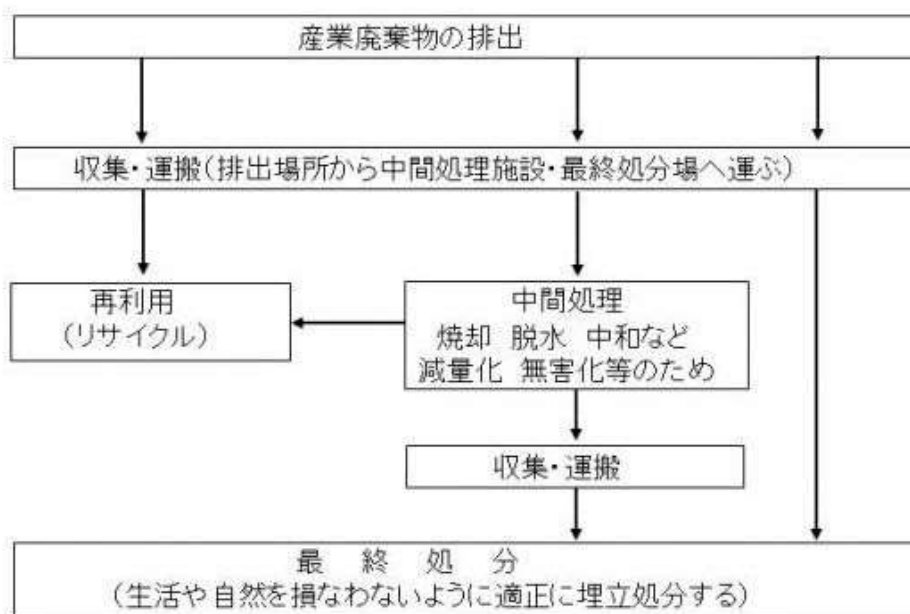
※ 平成13年度以降は単独処理浄化槽の設置は禁止

### イ 産業廃棄物の現状と対策

本県の産業廃棄物の発生量は、平成27年度で約837万トンと推計されています。これを種類別にみると「動物のふん尿」が最も多く全体の約70.7%を占めており、以下「がれき類」、「汚泥」の順となっています。

産業廃棄物対策については、平成28年3月に改定した「鹿児島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルと適正処理を推進しています。

## ■産業廃棄物の適正処理のフロー図



また，産業廃棄物の処理施設としては，産業廃棄物の減量化，安定化，安全化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物を最終的に埋立処分するための最終処分場などがあり，特に，産業廃棄物管理型最終処分場については，本県における循環型社会の形成や地域産業振興を図る上で，必要不可欠な施設であることから，公共関与による整備に取り組み，エコパークかごしまが平成27年1月に開業しました。